

日 薬 定 例 記 者 会 見 要 旨

日 時：令和 7 年 9 月 25 日（木）11：00～11：40

場 所：日本薬剤師会 第一会議室

出席者：岩月会長、原口副会長、上野専務理事、富永常務理事

内容・提出資料：

1. 令和 7 年度医薬品販売制度対応に関する自己点検の実施について（お願い）

（令和 7 年 9 月 12 日 日薬業発第 222 号）

富永常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省の令和 6 年度医薬品販売制度実態把握調査（調査期間：令和 6 年 11 月～令和 7 年 2 月）の結果が公表されたことを受け、本年度も会員の従事する薬局・店舗が、医薬品販売制度における法令遵守を徹底しているかを確認する目的で、自己点検を実施いただくこととした。

本年度の自己点検を実施する上で、前述の調査において、「文書を用いた情報提供」「情報提供された内容を理解したかどうか等の確認」の遵守状況が十分ではなかったこと等を受け、点検表の見直しを行った。新たな点検項目として「薬剤師が使用者の状況（症状、医療機関の受診の有 無、併用薬、副作用・アレルギー歴等）の確認を行っている」を追加した。昨年度「情報提供及び指導の内容を理解したこと、他に質問がないことを確認している」としていた箇所は「購入者が情報提供及び指導内容を理解したこと、他に質問がないことを購入者にはっきり伝わるように確認している」に変更し、太字等で強調した。

また、この度の法改正で指定濫用防止医薬品が定められることを受け、「濫用等のおそれのある医薬品に係る販売対応」に関する項目を分けて記載した。薬局・店舗は、全項目の点検後、不十分な項目があれば改善を行い、所属の都道府県薬剤師会に報告する。報告結果は本会にて取りまとめ、都道府県毎の実施結果を都道府県薬剤師会にフィードバックする予定である。

2-1. 緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について（令和 7 年 9 月 18 日 日薬業発第 232 号）

富永常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

8 月 29 日に開催された厚労省・薬事審議会要指導・一般用医薬品部会において、緊急避妊薬の要指導医薬品としての製造販売承認が可と判断されたことを受け、緊急避妊薬の販売及び調剤（オンライン診療の適切な実施に関する指針に基づく調剤）に係る薬局等に求められる要件等について、厚労省より都道府県等宛てに通知が発出され、本会にも連絡があった。

本通知においては、①緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師が修了すべき研修、②調剤・販売に関して薬剤師が行う厚労省への手続き（申告）、③緊急避妊薬を調剤する薬局に求められる事項、④緊急避妊薬を販売する薬局及び店舗販売業の店舗並びに販売する薬剤師に求められる事項、⑤その他①～④に関連して重要な留意すべき事項等が示されている。

②の申告手続きについては、これまで調剤していた薬剤師を含め、本通知の発出以降

に調剤・販売を行うすべての薬剤師が対象となる。また、④における「近隣の産婦人科医等との連携体制の構築」に関する詳細は別途通知される予定であり、販売を行う薬剤師については、当該通知が出された後に申告を行う必要がある。本通知発出後も調剤を継続する場合は、まず速やかに申告を行い、販売を行う際には、連携に関する通知を確認の上、再度申告が必要となることに注意が必要である。

以上について都道府県薬剤師会を通じ会員に周知するとともに、引き続き、各都道府県の医師会、産婦人科医会、ワンストップ支援センター等の関係機関と連携の上、緊急避妊薬の提供体制および適正使用の環境整備への協力を依頼したところである。

2-2. 「厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示（案）」等の御意見の募集への意見提出について（令和7年9月22日 日薬業発第235号）

富永常務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省が、薬事審議会要指導・一般用医薬品部会で要指導医薬品、特定要指導医薬品及び期間を定めない要指導医薬品の指定に係る妥当性が評価された成分（「レボノルゲストレル（内用剤に限る。）」）について意見募集が行われている。

この意見募集に対し、本会は9月16日、賛成の旨、意見を提出したことを、都道府県薬剤師会を通じて会員に周知したところである。

【意見】

- ・本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を要指導医薬品に指定することに伴う改正について、賛成である。
- ・本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を特定要指導医薬品に指定することに伴う改正について、適正使用の観点から賛成である。
- ・本会は、今般のレボノルゲストレル（内用剤に限る。）を法第四条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（期間を定めない要指導医薬品）に指定することに伴う改正について、適正使用の観点から賛成である。

3. 「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業（薬局等を通じた受診勧奨事業）」の実施について（依頼）（令和7年9月19日 日薬業発第234号）

上野専務理事より、掲題の件について説明された。主な内容は以下の通り。

厚労省医政局の予算事業として、「全世代向けモデル歯科健康診査等実施事業（薬局等を通じた受診勧奨事業）」が実施されることとなり、本会宛て協力依頼があった。

歯科受診（健診）の未受診者等を対象に、薬局における待ち時間など幅広い年齢にアプローチが可能な機会を活用して歯科受診勧奨等を行い、その効果について検証することを目的としてモデル事業を行うもの。本会としては、本事業が国民の健康増進に資するものであり、薬局の健康サポート機能の発揮・活用の機会であることから、本事業に協力することとした。

都道府県薬剤師会を通じ会員に対して募集に関する情報提供を行うとともに、本事業への参加を検討する場合には、各地域の歯科医師会との相談・連携のもとに取り組んでいただくよう、協力を要請したところである。

主な質疑応答は以下のとおり。

〈医薬品販売制度対応に関する自己点検について〉

記者：販売対応の精度を上げていく方策として、自己点検の他に何があるとお考えか。

富永常務理事：OTC 医薬品（48 薬効群）を薬局に置き、症状を訴える方のセルフメディケーションに役立つよう、責任を持って適切に販売することもひとつである。患者、国民のヘルスリテラシーが上がっていくように、薬剤師が対応していくしかない。

岩月会長：OTC 医薬品の販売は薬剤師にとって義務と捉えている。保険調剤のみ行ってきた薬剤師は義務を履行していないとも言える。

記者：関連の質問であるが、以前、岩月会長が、OTC の教科書を作成するとのお考えを示していたが進捗はいかがか。

岩月会長：現在のところ進んでいない。これまで作成してきた OTC に関する啓発資料を整理する形で担当委員会が作業に着手するところである。

〈日薬学術大会について〉

記者：第 58 回日薬学術大会が来月、京都市で開催されるが、あらためて、参加する意義をお教えいただきたい。

岩月会長：薬剤師として、自身がどのくらいのポジションにいるか確認する機会になる。オンデマンド配信のご用意もあるが、是非、現地で見聞きし交流を深めていただきたい。

次回の定例記者会見は、令和 7 年 10 月 8 日（水）13：00～を予定。